明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（**農林水産**二）　一
○一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令（**経済産業**一）　四

〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**六四）　七
○肥料の登録が失効した件（**同**六五）　一〇
○生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**六六）　一二
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**国土交通**八二）　二
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**九、一〇）　二
○九頭竜川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（**近畿地方整備局**一）　二

〔人事異動〕
内閣　法務省　国土交通省　最高裁判所　二

〔皇室事項〕　三

〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　三
国家試験
平成二十九年度一級土木施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付（国土交通省）　三

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、北朝鮮特定貨物の保管、一級建築士の免許の取消し関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　四
特殊法人等
企業年金基金変更関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一四
会社その他　三〇

省令

○農林水産省令第二号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成三十年一月十六日

農林水産大臣　齋藤　健

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（家畜改良増殖法施行規則の一部改正）

第一条　家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）を加える。

改正後	改正前
（検査の方法） **第一条**　独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、家畜改良増殖法（以下「法」という。）第四条第一項本文の検査（以下「定期検査」という。）及び同項第一号の検査（以下「センターの臨時検査」という。）を行うときは、次の各号のいずれかに該当する職員にこれらの検査を担当させなければならない。 一　（略） 二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において、獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） 三・四　（略）	（検査の方法） **第一条**　独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、家畜改良増殖法（以下「法」という。）第四条第一項本文の検査（以下「定期検査」という。）及び同項第一号の検査（以下「センターの臨時検査」という。）を行うときは、次の各号のいずれかに該当する職員にこれらの検査を担当させなければならない。 一　（略） 二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において、獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者 三・四　（略）

（家畜伝染病予防法施行規則の一部改正）

第二条　家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（病原体取扱主任者の要件） **第五十六条の十九**　法第四十六条の十三第一項の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる者であつて、家畜伝染病病原体の取扱いに関する十分な知識経験を有するものから選任することとする。 一～五　（略）	（病原体取扱主任者の要件） **第五十六条の十九**　法第四十六条の十三第一項の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる者であつて、家畜伝染病病原体の取扱いに関する十分な知識経験を有するものから選任することとする。 一～五　（略）